

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			

生 企 第 2 7 0 号
令 和 5 年 1 1 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）については、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈基準について」（令和5年7月12日付け生企第112号。以下「旧通達」という。）により解釈を示してきたところであるが、別添のとおりその一部を改正したので、部内はもとより、インターネット異性紹介事業者、児童、児童の保護者等にも周知の上、その解釈に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当 生活安全企画課少年事件係